

## 三重県助産師養成所実習施設確保推進事業補助金交付要領

### (通則)

第1条 三重県助産師養成所実習施設確保推進事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示239号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長及び保発0912第2号厚生労働省保険局長連名通知）に規定するもののほか、この交付要領に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、助産師を養成するため医療機関に臨床実習の指導者を配置する経費を補助することにより、助産師養成所の実習施設の確保を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第一号）に基づき認められている県内の実習病院及び実習指導者を配置できる有床診療所（以下、「実習病院等」という。）のうち、国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構が設置する病院並びに県立及び市町立の病院・有床診療所を除く助産の実習病院等について、民間立助産師養成所からの実習を受け入れ、かつ臨床実習指導者を配置する経費を補助する。

### (交付の対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額に2分の1を乗じて算出された額を上限として交付額を定める。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### 別表1

| 1 基準額   | 2 対象経費                    |
|---|---------------------------|
| 実習で受け入れる学生の延人数を1看護単位あたり最大受入可能数（5人）で除した数に基準単価を乗じた額<br>*延人数÷5×基準単価11,930円 | 臨床実習指導者の給与<br>(基本給及び諸手当等) |

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請は第1号様式、実績報告は第6号様式で行うものとする。

2 前項の提出期限、添付書類等は、別表2のとおりとする。

別表2

|          |      |  |
|----------|------|--|
| 提出<br>期限 | 交付申請 | 知事が指定する日   |
|          | 実績報告 | 事業完了後(交付決定日以前に事業が完了した場合は交付決定後)<br>1か月又は、翌年度の4月7日のいずれか早い日                       |
| 添付<br>書類 | 交付申請 | ・所要額調書(別紙1)<br>・受入計画書(別紙2)<br>・臨床実習指導者表(別紙3)<br>・収入支出予算書抄本(別紙4)<br>・役員一覧表(別紙5) |
|          | 実績報告 | ・所要額精算書(別紙6)<br>・受入実績書(別紙7)<br>・収入支出決算(見込)書抄本(別紙8)                             |
| 提出部数     | 各1部  |  |

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- 一 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 四 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該調書及び帳簿並びに証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しておかななければならない。
- 五 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 六 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。
- 七 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 八 その他知事が必要と定めた事項。

(申請の取下げ)

第8条 交付規則第7条の規定により交付申請を取下げるときは、交付決定の通知があった日から7日以内に交付申請取下届出書(第2号様式)を知事に提出するものとする。

(事業の変更)

- 第9条 第7条第1号の規定にある補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(第3号様式)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。
- 2 前項に規定する「軽微な変更」とは、既交付決定額に変更が生じないもの及び既交付決定額の10パーセント未満の減額とする。

(事業の中止又は廃止)

- 第10条 第7条第2号の規定にある補助事業の中止又は廃止をする場合は、中止(廃止)承認申請書(第4号様式)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(状況報告)

- 第11条 交付規則第10条の規定による遂行状況の報告は、状況報告書(第5号様式)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の支払い)

- 第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、交付規則第13条の規定による額の確定通知の後に、請求書(第7号様式)を知事に提出しなくてはならない。

附 則

- この要領は、平成31年4月1日から適用する。
- この要領は、令和2年12月14日から適用する。